\* 登録番号 関東財務局長 第 22 号 (平成 15 年 7 月 18 日)

# 1.投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	平成 15 年 6 月 18 日	受理番号	関東財務局長	投法第 22 号

## 2

2.規約記載事項等	
(1) 目 的	本投資法人は、資産を主として不動産等(投資信託 及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。) 第2条第1項に定める特定資産(以下「特定資産」 という。)のうち下記「資産運用の対象及び方針」2.(1) に定めるものをいう。)及び不動産等を主たる投資対 象とする資産対応証券等(特定資産のうち下記「資 産運用の対象及び方針」2.(2)に定めるものをいう。) に対する投資として運用することを目的とする。
(2) 商 号	(とうきゅうりある・えすて-ととうしほうじん) 東急リアル・エステート投資法人
(3) 投資主の請求による投資口の払戻しの有無	有 (オープン・エンド型) (クローズド・エンド型)
(4) 投資法人が発行することが できる投資口の総口数	200万口
(5) 常時保持する最低純資産額	5,00万円
(6) 資産運用の対象及び方針	1. 資産運用の基本方針 本投資法人は、投資主価値の最大化を究極の目的とし、成長性、安定性及び透明性の確保を目指して資産運用を行う。 (1) 成長性 成長性は、中長期的な観点での資産価値の向上及び1投資口当たり利益の成長を内部成長の観点から達成することにより確保する。 内部成長要因資産運用の最適化 本投資法人は、内部成長を達成するため、資産運用会社に中長期的な観点からのポートフォリオ価値の最大化を目指した運用を委託する。 投資対象の所在地域及び用途の特性に基づく成長 本投資法人の投資対象は、主として東京都心5区地域(千代田区、中央区、港区、新

宿区及び渋谷区の都心 5 区並びにこれに準ずる商業用不動産集積地をいう。)及び東急沿線地域に立地するオフィスビル及び商業施設とする。ただし、首都圏以外には投資しない。

外部成長要因

### 積極的な物件取得

本投資法人は、主たる投資対象である東京都心5区地域及び東急沿線地域に立地するオフィスビル及び商業施設に関して、資産運用会社の独自の情報収集能力と物件精査能力によって、合理的な価格水準で積極的に物件を取得するものとする。取得にあたっては、長期保有を前提とし、ポートフォリオの質の維持及び向上を図るべく物件精査に基づく個々の不動産の選別を行うとり利益の成長に結びつくポートフォリオ構築を目指す。

## 東急グループ各社からの物件取得

本投資法人は、東急グループ各社の保有物件に関して、安定的かつ継続的な物件の取得機会を確保するものとする。

東急グループ各社との相乗効果

本投資法人は、東急グループ各社との相乗 効果を通じて、東急沿線地域の付加価値向 上による成長を目指す。

### (2) 安定性

安定性の確保とは、主に以下の点による安定的な収益及び配当の確保をいう。

投資対象の所在地域及び物件のリスク・リター ン特性

本投資法人は、投資対象の所在地域を相対的にリスクが小さいと考えられる地域に限定した上で、賃貸収入及び稼働率の変動が相対的に小さく安定的な収益性を見込むことができる物件を投資対象とすることにより、安定的な運用を目指す。本投資法人は、高い値上り益を獲得できる可能性があっても、収益性の変動が相対的に大きい物件を、原則として投資対象としない。

## 開発リスクの回避

本投資法人は、原則として竣工前の未稼動物 件への投資を行わない。

#### (3) 透明性

透明性を確保するため、本投資法人は、法定開示以外に投資主にとって有用かつ適切と判断される重要情報を、積極的かつタイムリーに開示するものとする。また、投資活動全般を通じて、東急グループ各社に事業及び取引機会をもたらすことがあることに留意しつつ、個々の事業及び取引において、東急グループ各社との利益相反回避に十分配慮するものとする。

2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及 び範囲

本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する。

- (1) 不動産等とは以下に掲げるものをいう。
  - a. 不動産
  - b. 不動産の賃借権
  - c. 地上権(民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含む。以下「民法」という。) 第269条の2に基づく地下又は空間を目的とする地上権を含む。以下同じ。)
  - d. 上記 a.から c.に掲げるものを信託する信託 の受益権 (不動産に付随する金銭と合わせ て信託する包括信託を含む。)
  - e. 金銭の信託の受益権(信託財産を主として 上記 a.から c.までに掲げる資産に対する 投資として運用することを目的とする場合 に限る。)
  - f. 当事者の一方が相手方の行う上記 a.から e.までに掲げる資産の運用のために出資を 行い、相手方がその出資された財産を主と して当該資産に対する投資として運用し、 当該運用から生じる利益の分配を行うこと を約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」といい、間接的に主として上記 a. から e. までに掲げる資産に投資することを目的とする匿名組合出資持分を 含む。)
  - g. 金銭の信託の受益権であって、信託財産を 主として匿名組合出資持分に対する投資と して運用することを目的とするもの
- (2) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。
  - a. 資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律 第 105 号、その後の改正を含む。以下「資 産流動化法」という。)に基づく優先出資証 券
  - b. 投信法に基づく投資信託の受益証券
  - c. 投信法に基づく投資証券
  - d. 資産流動化法に基づく特定目的信託の受益 <sup>転</sup>券
- (3) 本投資法人は、(1)及び(2)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。
  - a. 有価証券 (ただし、株券を除く。)
  - b. 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する 法律施行令(平成12年政令第480号、その 後の改正を含む。以下「投信法施行令」と いう。))に定義される意味を有するものを

- いい、普通預金、大口定期預金、譲渡性預金(ただし、有価証券に該当するものを除く。)及びコール・ローンを含む。)
- c. デリバティブ取引(投信法施行令に定義される意味を有するものをいう。)に係る権利
- d. 前各号に対する投資として運用することを 目的とする金銭の信託の受益権
- (4) 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、 必要がある場合には、以下に掲げる資産に投 資することができる。
  - a. 実質的に上記(1) a. から f. に掲げる資産 に投資することを目的とした会社法の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律(平 成17年法律第87号、その後の改正を含む。) に基づく特例有限会社の出資持分、会社法 (平成 17 年法律第86号、その後の改正を 含む。)に基づく合同会社の出資持分、投資 事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10年法律第90号、その後の改正を含む。) に基づく投資事業有限責任組合の出資持 分、有限責任事業組合契約に関する法律(平 成17年法律第40号、その後の改正を含む。) に基づく有限責任事業組合その他の法人等 の出資持分(間接的に上記(1) a. から f. に 掲げる資産に投資することを目的とするも のを含む。)
  - b. 地役権
  - c. 商標法(昭和34年法律第127号、その後の 改正を含む。)に基づく商標権又はその専用 使用権若しくは通常使用権(不動産等への 投資に付随するものに限る。)
  - d. 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号、その後 の改正を含む。)に基づく著作権(著作者人 格権及び著作隣接権を含む。) 特許権、実 用新案権及び意匠権その他の知的財産権
  - e. 温泉法(昭和23年法律第125号、その後の 改正を含む。)に基づく温泉の源泉を利用す る権利及び当該温泉に関する設備
  - f. 民法上の動産等(ただし、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたもの(これらの動産等を賃借する場合を含む。)に限る。)
  - g. 民法上の組合その他の法人等の出資・拠出 持分(ただし、不動産、不動産の賃借権又 は地上権を出資することにより設立され、 その賃貸・運営・管理を目的としたものに 限る。)
  - h. 保険契約者が自らのリスクを再保険として 引き受けることを目的として既に設立され た再保険会社に対する優先出資持分
  - i. 各種保険契約に係る権利(不動産関連資産 の投資に係るリスクを軽減することを目的 とする場合に限る。)

- j. 資産流動化法に基づく特定出資(実質的に 不動産等に投資することを目的とするもの に限る。)
- k. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10年法律第117号。その後の改正を含む。) に基づく算定割当量その他これに類似する もの、又は排出権(温室効果ガスに関する 排出権を含む。)
- 1. 株券(実質的に不動産等に投資することを 目的とするもの又は不動産等への投資に付 随し若しくは関連して取得するものに限 る。)
- m. 外国法人の発行する証券で上記 I.の性質を有するもの(実質的に不動産等に投資することを目的とするもの又は不動産等への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限る。)
- n. 不動産等の運用に必要なものとして、当該 不動産に付随して取得することが適当と認 められる権利その他の資産
- (5) 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記(1)から(4)を適用するものとする。

### 3. 投資態度

- (1) ポートフォリオ運用基準
  - a. 保有期間

本投資法人は、原則として、長期保有を目 的として物件を取得するものとし、中短期 売買目的の物件取得は行わないものとす る。

- b. 用途
  - オフィス及び商業施設
- c. 投資対象地域東京都心 5 区地域及び東急沿線地域を主な 投資対象地域とする。
- d. 売却方針 原則として、長期的な保有を目的とするが、 市場環境等を勘案し、適宜売却検討を行う ことがある。
- (2) 投資基準

個々の物件の選別にあたっては、当該物件の 予想収益、立地する地域の将来性、建物規模、 建築及び設備仕様、耐震性能、権利関係、入 居テナント、建物管理状況、環境・地質等に ついて十分な調査を実施し、総合的に検討す るものとする。

- (3) 物件関連業務運用基準
  - a. 物件情報収集業務 自らの情報ソースに加え、物件情報を広く 求め、信用度の高い情報収集に努める。

### b. PM 業務

#### イ PM 方針

個別物件のキャッシュフローの中長期的 な極大化を目指すべく、テナント満足度 の向上と経費削減を目指すものとする。

ロ PM 会社の選定基準

商業テナントに関する情報網と地域密着性に裏付けられたテナント営業力及び規模のメリットによるコスト削減の観点から、原則として東京急行電鉄株式会社若しくは東急不動産株式会社又は東急グループ各社から選定する。利益相反対策として必要な事項を別途本投資法人役員会で定める。

八 PM 契約の更新

資産運用会社によるパフォーマンスチェックを定期的に行い、資産運用会社の定める基準に達しない場合には、契約を解約し又は契約を更新しないものとする。

c. 修繕・資本的支出

中長期的な視野から物件の競争力維持・向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に 作成の上、修繕・資本的支出を行う。

d. 損害保険等の付保

災害や事故等により生じる建物の損害や 収益の減少、又は第三者からの損害賠償請 求によるリスクを回避するため、原則とし て、火災保険、家賃保険及び賠償責任保険 を本投資法人の保有物件について付保す る。

#### (4) 財務方針

a. エクイティ・ファイナンス (投資口の追加 発行)

資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、 市況を的確に把握し、かつ、投資口の希薄 化(新規投資口の追加発行による投資口の 割合持分の低下)に配慮した上で、機動的 な投資口の追加発行を行うものとする。

- b. デット・ファイナンス (資金の借入れ及び 投資法人債の発行等)
  - イ 機動性を重視した短期資金調達と、長期 の安定的な資金調達とを効率的に組み合 わせることがある。
  - ロ コミットメント・ラインを設定し借入れ を実行することがある。
  - ハ 運用資産上に担保を設定することがある。
  - ニ 安定的ファイナンスを目的として、投資 法人債を発行し、資金調達先の分散を図 ることがある。
  - ホ 借入金等から生じる金利変動リスク等を ヘッジすることを目的として、デリバティブ取引に係る権利の運用を行うことが

ある。

c. キャッシュ・マネジメント(現預金等) 資金需要を的確に把握し、効率的かつ適切 にキャッシュ・マネジメントを行うものと する。

### (5) その他

- a. 本投資法人は、その有する特定資産の価額 の合計額に占める、特定不動産(不動産、 不動産の賃借権若しくは地上権又は不動 産、土地の賃借権若しくは地上権を信託す る信託の受益権をいう。)の価額の合計額の 割合を75%以上とすることを方針とする。
- b. 資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動 産市場動向等により、運用開始当初から、 上記の比率を変更することがある。

### 4. 資産運用の対象とする資産についての制限

(1) 基本方針

投資主の利益を最優先するものとし、特定の 第三者に利益を供することを意図した投資は 行わない。

(2) 国内投資限定 投資対象は国内の物件に限定する。また、外 貨建資産への投資は行わない。

(3) 短期売買制限

資産の総額に占める、1年以内の売却を目的として保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の価額の合計額の割合を50%以内とする。

### 5. 組入資産の貸付け

- (1) 資産の効率的運用を図り、高い運用成果の獲得を目指すため、上記 2.に定める資産のうち、不動産、不動産の賃借権及び地上権(本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産、不動産の賃借権及び地上権を含む。)若しくは当該不動産に付随する動産等について、貸付け(駐車場、看板等の設置を含む。)を行うことができるものとする。
- (2) 上記(1)の不動産の賃貸に際しては、敷金又は 保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は 差し入れることがあり、それらの金銭を受け 入れた場合には、上記3.(4)c. キャッシュ・ マネジメント(現預金等)に記載の方針に基 づき運用する。
- (3) 資産に属する不動産、不動産の賃借権及び地 上権(本投資法人が取得する信託の受益権そ の他の資産の裏付けとなる不動産、不動産の 賃借権及び地上権を含む。)若しくは当該不 動産に付随する動産以外の資産の貸付けは 行わない。

### (7)資産評価の基準

- 1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法 及び基準により、以下に定める日を基準日とし て行うものとする。
  - (1) 上記「資産運用の対象及び方針」2.(1)に掲げる不動産、不動産の賃借権及び地上権取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物及び設備等について定額法により算出する。ただし、設備等については、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとする。
  - (2) 上記「資産運用の対象及び方針」2.(1)に掲げる信託の受益権及び匿名組合出資持分信託財産又は上記「資産運用の対象及び方針」2.(1)f.に規定する特定資産(以下「匿名組合出資持分」という。)の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価する。
  - (3) 上記「資産運用の対象及び方針」2.(2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等
    - a. 金融商品取引所に上場されている資産対応 証券等

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における基準日での最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらが共に公表されている場合にはそれらの仲値)以下同じ。)に基づき算出した価格により評価する。

- b. 上記 a.以外の資産対応証券等 a.に準じて随時、売買・換金等が可能なシス テムにより取引されている場合にはそこで 成立した取引価格を元に算出した価額によ り評価する。
- c. 上記の市場価格に基づく価額が得られない 場合には合理的に算定された価額により評 価する。
- d. 優先出資証券については、市場価格に基づ く価額及び合理的に算定された価額がない 場合には取得原価で評価する。
- e. 付すべき市場価格に基づく価額及び合理的 に算定された価額は毎期同様の方法により

- 入手するものとする。ただし、評価の精度 を高める場合にはこの限りではない。
- (4) 上記「資産運用の対象及び方針」2.(3)に掲 げる特定資産のうち有価証券に該当するも
- a. 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所が開設する取引所金融商品 市場又は外国金融商品市場における基準日 での最終価格に基づき算出した価額により 評価する。
- b. 上記 a.以外の有価証券 a.に準じて随時、売買・換金等が可能なシス テムにより取引されている場合にはそこで 成立した取引価格を元に算出した価額によ り評価する。
- c. 上記の市場価格に基づく価額が得られない 場合には合理的に算定された価額により評 価する。
- d. 付すべき市場価格に基づく価額及び合理的 に算定された価額は毎期同様の方法により 入手するものとする。ただし、評価の精度 を高める場合にはこの限りではない。
- (5) 上記「資産運用の対象及び方針」2.(3)b.に該 当する金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。

- (6) 上記「資産運用の対象及び方針」2.(3) c.に該 当するデリバティブ取引に係る権利
  - a. 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の基準日における最終価格に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。
  - b. 金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。市場価格に準ずる価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。
  - c. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。

- (7) その他
  - 上記に定めのない場合は、投信法、社団法 人投資信託協会の評価規則及び一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に従って 算出された価額により評価する。
- 2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、上記 1. と異なる方法で評価する場合には、下記のよ うに評価するものとする。
  - (1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価 等に基づいた評価額
  - (2) 信託の受益権及び匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動 産の場合は前号に従った評価を、金融資産 の場合は一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準に従った評価をした上で、こ れらの合計額から負債の額を控除して当 該信託受益権の評価額又は匿名組合出資 持分相当額を算定した価額とするものと する。
- 3. 資産評価の基準日は、原則として、決算期(毎年 1 月末日と 7 月末日 ) とする。但し、上記 1.(3) 及び(4)に定める資産であって、市場価格に基づ く価額で評価できる資産については、毎月末と する。
- 金銭の分配の方針

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又 は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の 方針に従って金銭の分配を行うものとする。

- 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益は、 本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出 資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額 を控除して算出した金額をいう((3)及び(4) において同じ。)。
- (2) 分配金額は、租税特別措置法(昭和32年法律 第 26 号、その後の改正を含む。) 第 67 条の 15 (以下「投資法人に係る課税の特例規定」と いう。) に規定される本投資法人の配当可能所 得の金額(以下「配当可能所得」という。)の 100 分の 90 に相当する金額 (法令改正等によ り当該金額の計算に変更があった場合には変 更後の金額とする。) を超えて分配するものと して、本投資法人が決定する金額とする。な お、本投資法人は資産の維持又は価値向上に 必要と認められる長期修繕積立金、支払準備 金、分配準備積立金及びこれらに類する積立 金等を積み立てることができる。
- 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保し たものについては、本投資法人の資産運用の 対象及び方針に基づき運用を行うものとす
- (4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能所得の

(8)

		100 分の 90 に相当する金額に満たない場合又
		は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向
		により本投資法人が適切と判断する場合、第2
		号に定める分配金額に、営業期間の末日に計
		上する減価償却額の 100 分の 60 に相当する金
		額を限度として、本投資法人が決定した金額
		を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で
		分配することができる。また、上記の場合に
		おいて金銭の分配金額が投資法人に係る課税
		の特例規定における要件を満たさない場合に
		は、当該要件を満たす目的をもって本投資法
		人が決定した金額をもって金銭の分配をする
		ことができる。
		(5) 分配金の分配方法
		分配金は金銭により分配するものとし、決算
		期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投
		資主又は登録質権者を対象に、原則として決
		算期から 3 か月以内に投資口の所有口数又は
		登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応
		じて分配する。
		本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月31
(9) 決 算	期	日まで、及び8月1日から翌年1月31日までの各6
	743	か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。た
		だし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人
		設立の日から平成 16 年 1 月 31 日までとする。
		執行役員の報酬は、当該職務と類似の職務を行う取
(10) 役員等の報酬額	執 行 役 員	締役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照
又は支払基準		らして合理的と判断される金額として役員会で決定
		する金額(ただし、上限を1人あたり月額 100 万円
		とする。)とし、毎月、当月分を当月の末日までに、
		当該執行役員が指定する銀行口座へ振込の方法によ
		り、支払われる。
		監督役員の報酬は、当該職務と類似の職務を行う監
	監督役員	直役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照
		らして合理的と判断される金額として役員会で決定
		する金額(ただし、上限を1人あたり月額80万円と
		する。) とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当
		該監督役員が指定する銀行口座へ振込の方法によ
		り、支払われる。
		会計監査人の報酬は1営業期間につき 1,500 万円を
	会計監査人	上限として役員会で決定される金額とし、必要とさ
		れるすべての監査報告書受領後1か月以内に、当該
		会計監査人が指定する銀行口座へ振込の方法によ
		り、支払うものとする。
		資産運用会社に対する資産運用報酬は、基本報酬1、
(11)資産運用会社に対す	る報酬額又は	基本報酬2及びインセンティブ報酬から構成され、そ
支払基準		れぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は
		以下のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口
		座へ振込の方法により支払われる。
		座へが以りの方により又かれれる。
		報酬の種類   計算方法と支払時期

### 基本報酬 1

前営業期末時点における運用資産評価額総額に応じ、以下の計算式により 求められた金額の合計額。

なお、ここで運用資産評価額総額とは、各不動産物件(不動産を信託する信託の受益権の場合は、信託財産である不動産)の鑑定評価額の合計額とする。

### 【計算式】

- ・ 運用資産評価額総額が2,000億円 以下の部分に対し、0.150%を乗じ て得た金額
- ・ 運用資産評価額総額が2,000億円 を超える部分に対し、0.125%を乗 じて得た金額

当該営業期間に係る報酬の支払時期 は、当該営業期間の決算期までとす る。

### 基本報酬 2

当該営業期間における、経常キャッシュフローに応じ、以下の計算式より求められた金額の合計額。なお、ここで経常キャッシュフローとは、本投資監計算書上の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却費を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益を下に規立の部に計上されるもの下「CF」という。)。また基本報酬2の計算に際しては、基本報酬1、2及び下に規定するインセンティブ報酬控除前のCFを基準とする。

### 【計算式】

- ・ CFが50億円以下の部分に対し、 6.0%を乗じて得た金額
- ・ C F が50億円を超える部分に対 し、5.0%を乗じて得た金額

支払時期は、当該営業期間に係る決算期後2か月以内とする。

## インセンテ ィブ報酬

当該営業期間における、東京証券取引 所投資口価格(終値)に応じ、以下の 計算式により求められた金額。ただ し、本投資法人が投資口を併合又は分 割した場合は、以下の計算式は速やか に見直されるものとする。

#### 【計算式】

・ (当該営業期間における投資口価

格終値平均 - 前営業期間までの各 営業期間における投資口価格終値 平均のうち過去最も高い価格)× 前営業期末発行済み投資口数 x 0.4% 投資口価格終値平均は、当該営業期間 中の各営業日の投資口価格(終値)の 単純合計を営業日数で除したものと する。終値がつかなかった日は計算か ら除外するものとする。 当該営業期間における投資口価格終 値平均が前営業期間までの各営業期 間における投資口価格終値平均のう ち過去最も高い価格を上回らなかっ た場合の報酬は0円とする。 支払時期は、当該営業期間に係る決算 期後2か月以内とする。 | 第 12 期か | 上記の定めにかかわらず、第12期から ら第 15 期 第15期までの資産運用報酬について までの資産 は、上記の計算方法により算出した基 運用報酬に 本報酬1、基本報酬2及びインセンティ 関する特則 ブ報酬の合計額から、第12期(平成21 年2月1日~平成21年7月31日)につい ては2%、第13期(平成21年8月1日~平 成22年1月31日)については4%、第14期 (平成22年2月1日~平成22年7月31 日)については6%、第15期(平成22年 8月1日~平成23年1月31日)について は8%相当額をそれぞれ削減した額と する。 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1 (12) 借入金及び投資法人債発行の限度額 兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとす (郵便番号 150-0043) (13)本 店 の 所 在 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 12番 1号 電話番号 03(5428)5807

# 3.執行役員、監督役員及び会計監査人

## (1)執行役員及び監督役員

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住所
(ほりえ まさひろ) 堀江 正博	執行役員	本 PDF では開示しておりません
(こんどう まるひと) 近藤 丸人	監督役員	本 PDF では開示しておりません
(やなぎさわ ぎいち) 柳澤 義一	監督役員	本 PDF では開示しておりません

# (2)会計監査人

( ふ り が な ) 氏名又は監査法人名	住	所
(あらたかんさほうじん) <b>あらた監査法人</b>	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル	

### 4. 資産の運用を行う資産運用会社

(ふりがな) 商 号	住所
(とうきゅうりある・えすて-と・いんべすとめんと・まねじめんとかぶしきかいしゃ) 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12番 1号

- 5. 資産の運用を行う資産運用会社と締結した資産運用に係る委託契約の概要
  - (1) 名称及び住所

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号

- (2) 委託すべき業務の内容
  - a. 本投資法人の資産の運用に係る業務(宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を行い、当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うことを含む。)
  - b. 本投資法人が行う資金調達に係る業務
  - c. 本投資法人への報告業務
  - d. その他本投資法人が随時委託する上記各号に関連し又は付随する業務
- (3) 契約期間

本投資法人が投信法に基づく登録を完了した日に効力を生ずるものとし、契約期間は定めないものとする。

- (4) 解約に関する事項
  - a. 各当事者は、相手方に対し、6 か月前の文書による事前通知をし、本投資法人は投資主総会の決議を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、本契約を解約することができる。ただし、本投資法人は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得なければ、かかる同意をしてはならない。
  - b. 本投資法人は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解約することができる。

資産運用会社が本契約の規定に違反した場合(ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から 30 営業日以内にこれを是正した場合を除く。)。

本契約に定める資産運用会社の表明及び保証違反の事実が判明した場合(ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除く。)。

資産運用会社につき、支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始 又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押 命令の送達等の事由が発生した場合。

上記に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重 大な事由がある場合。 c. 本投資法人は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約しなければならない。

金融商品取引業者(金融商品取引法に規定される。)でなくなったとき。 投信法第 200 条各号のいずれかに該当することとなったとき。 解散したとき。

### (5) 契約内容の変更

本契約は、当事者間の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って、変更することができる。

### (6) 資産運用報酬

資産運用会社に対する資産運用報酬は、基本報酬 1、基本報酬 2 及びインセンティブ報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。

報酬の種類	計算方法と支払時期
	前営業期末時点における運用資産評価額総額に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額。 なお、ここで運用資産評価額総額とは、各不動産物件(不動産を信託する信託の受益権の場合は、信託財産である不動産)の鑑定評価額の合計額とする。
基本報酬1	【計算式】 ・ 運用資産評価額総額が2,000億円以下の部分に対し、0.150%を乗じて得た金額 ・ 運用資産評価額総額が2,000億円を超える部分に対し、0.125%を乗じて得た金額
	当該営業期間に係る報酬の支払時期は、当該営業期間の決算期までとする。
基本報酬 2	当該営業期間における、経常キャッシュフローに応じ、以下の計算式より求められた金額の合計額。なお、ここで経常キャッシュフローとは、本投資法人の損益計算書上の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却費を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益(特別損益の部に計上されるものを除く。)を除いた金額とする(以下「CF」という。)。また基本報酬2の計算に際しては、基本報酬1、2及び以下に規定するインセンティブ報酬控除前のCFを基準とする。
	【計算式】 ・ CFが50億円以下の部分に対し、6.0%を乗じて得た金額 ・ CFが50億円を超える部分に対し、5.0%を乗じて得た金額 支払時期は、当該営業期間に係る決算期後2か月以内とする。
インセンティブ 報酬	当該営業期間における、東京証券取引所投資口価格(終値)に応じ、以下の

報酬の種類	計算方法と支払時期
	計算式により求められた金額。ただし、本投資法人が投資口を併合又は分割 した場合は、以下の計算式は速やかに見直されるものとする。
	【計算式】 ・ (当該営業期間における投資口価格終値平均 - 前営業期間までの各営業期間における投資口価格終値平均のうち過去最も高い価格)×前営業期末発行済み投資口数×0.4%
	投資口価格終値平均は、当該営業期間中の各営業日の投資口価格(終値)の 単純合計を営業日数で除したものとする。終値がつかなかった日は計算から 除外するものとする。 当該営業期間における投資口価格終値平均が前営業期間までの各営業期間に おける投資口価格終値平均のうち過去最も高い価格を上回らなかった場合の 報酬は0円とする。
	支払時期は、当該営業期間に係る決算期後2か月以内とする。

期までの資産運 用報酬に関する 特則

第12期から第15 上記の定めにかかわらず、第12期から第15期までの資産運用報酬については、 上記の計算方法により算出した基本報酬1、基本報酬2及びインセンティブ報 酬の合計額から、第12期(平成21年2月1日~平成21年7月31日)については2%、 第13期(平成21年8月1日~平成22年1月31日)については4%、第14期(平成22 年2月1日~平成22年7月31日)については6%、第15期(平成22年8月1日~平成 23年1月31日)については8%相当額をそれぞれ削減した額とする。

### 6. 資産保管会社

( ふ り が な ) 資 産 保 管 会 社 名	住	所
(みつびしゆーえふじぇいしんたくぎんこうか ぶしきかいしゃ) 三菱 UFJ 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁	「目4番5号

# 7.投資法人の存続期間又は解散事由

(1)存	続	期	間	該当なし
(2)解	散	事	由	該当なし

## 8.投資法人成立年月日

成立年月日	平成 15 年 6 月 20 日
-------	------------------

## 9.投資法人成立時の状況

(1)出 資 総 額	200,000,000 円
(2)投資口の総口数	400 □
(3)投 資 主 数	2人

# 10.払込取扱機関

( ふ り が な ) 払 込 取 扱 機 関 名	住 所	
(みつびしゆーえふじぇいしんたくぎんこう かぶしきかいしゃほんてん) 三菱 UFJ 信託銀行株式会社本店	東京都千代田区丸の内一丁目 4番5号	

## 11.一般事務受託者

	\1.55 \	I			1
( ふりがな) 一般事務受託者名	法第117条各号に規 定する事務の別	住	所	沿	革
(みつびしゆーえふじぇいしん		車 京 都 =	千代田区	昭和2年	3 日
たくぎんこうかぶしきかいし	び備置きその他の投		·丁目4番	□品価2年 │三菱信託	
や) 一	資主名簿に関する事	5号	1 H T H	一叉 旧 ni   社設立	11/11/11/14
三菱 UFJ 信託銀行株式	務(第117条第2項)	7 7		昭和 23 年	= ♀ 目
会社	投資証券及び投資法			朝日信託	
	人債券の発行に関す			式会社に	
	る事務 (第117条第			昭和 27 年	
	3項)			- 晶体 27 年 - 三菱信託	
	機関の運営に関する			式会社に	
	事務(第 117 条第 4			平成 12 年	
	項)			一成 12 年   三菱信託	
	計算に関する事務			一支	
	(第 117 条第 5 項)			東京三菱	
	投資主に対して分配			本信託銀	
	又は払戻しをする金			会社及び	
	銭の支払に関する事			五位众 0   託銀行株	
	務 (第117条第6項			の4行間	
	および内閣府令第			移転及び	
	169 条第 2 項第 1 号 )			に関する	
	投資主の権利行使に			締結	
	関する請求その他の			平成 13 年	■4月
	投資主からの申出の			株式会社	東京三
	受付に関する事務			菱銀行、三	三菱信託
	(第 117 条第 6 項お			銀行株式	会社及
	よび内閣府令第 169			び日本信	託銀行
	条第2項第3号)			株式会社	は株式
	会計帳簿の作成に関			移転によ	り、完全
	する事務 (第117条			親会社株	式会社
	第 6 項および内閣府			三菱東京	<sup>[フィナ</sup>
	令第169条第2項第6			ンシャル	・グルー
	号)			プを設立、	、3 行は
	納税に関する事務			株式会社	三菱東
	(第 117 条第 6 項お			京フィナ	ンシャ
	よび内閣府令第 169			ル・グル-	-プの完
	条第2項第7号)			全子会社	となる。
				平成 17 年	
				ユーエフ	
				託銀行株	式会社と

			合併、三菱 UFJ 信
			日所、二変 OF3 旧     託銀行株式会社に
			改称
(すみともしんたくぎんこう	カタオー度医療の		
かぶしきかいしゃ)	投資法人債原簿の	大阪市中央区北	大正 14 年 7 月
住友信託銀行株式会社	作成及び備置きそ	浜四丁目 5 番 33	住友信託株式会社
EXILIBERT IN EVA IE	の他の投資法人債	号	設立
	原簿に関する事務		昭和 23 年 8 月
	(第117条第2項)		富士信託銀行株式
	投資法人債券の発		会社に改称
	行に関する事務(第		昭和 27 年 6 月
	117 条第 3 項)		住友信託銀行株式
	投資法人債権者に		会社に改称
	対する利息又は償		
	還金の支払に関す		
	る事務(第117条第		
	6項および内閣府令		
	第 169 条第 2 項第 4		
	号)		
	投資法人債権者の		
	権利行使に関する		
	請求その他の投資		
	法人債権者からの		
	申出の受付に関す		
	る事務(第117条第		
	6 項および内閣府令		
	第 169 条第 2 項第 5		
	号)		

- 12.一般事務受託者と締結した事務の委託契約の概要
- A.投資主名簿等の管理等に関する事務の委託契約の概要
- (1) 名称及び住所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

- (2)委託すべき業務の内容
  - イ 投資主名簿および投資法人債原簿ならびにこれらに付属する帳簿の作成、管理および備置その他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務(ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が一般事務受託者に別途委託するものに限る。)
  - 口 前項のほか、以下の帳簿その他の投信法および内閣府令の規定により作成および保管しなければならない帳簿書類の作成、管理および備置に関する事務(ただし、該当する事務が生じていない場合を除く。)

分配利益明細簿

投資証券台帳

投資証券不発行管理簿

投資証券払戻金額帳

未払分配利益明細簿

#### 未払払戻金明細簿

前各号のほか、本投資法人および一般事務受託者が別途合意する帳簿書類

- ハ 投資証券の発行に関する事務ならびに投資主の投資証券不所持申出および投資証券の発行 または返還請求の受理等に関する事務(ただし、本投資法人の投資口について投資証券が発 行されている場合に限る。)
- 二 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- ホ 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人および以上の者の常任代理人(以下「投資主等」という。)の氏名および住所の登録ならびに変更の登録に関する事務
- へ 前各項に掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- ト 投信法第 117 条第 4 号に規定する事務のうち下記に記載される事務

投資主総会招集通知状、決議通知状等、投資主総会関係書類、及び議決権行使書又は議 決権代理行使委任状への議決権個数の記入

前号のほか、投資主等に対する通知、催告、報告等に関する書類の封入発送 官庁、証券取引所等への届出資料及び報告資料並びに統計表の作成

- チ 投資主等に対して分配する金銭(以下「分配金」という。)の支払いに関する事務(分配金の個別投資主毎の金額計算、分配金支払のための手続、分配金関係書類の封入発送を含む)
- リ 投資主等からの投資口に関する照会に対する応答に関する事務(個人情報保護法に関する開示等の求めに係る事務を含む。)
- ヌ 投資口の募集、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
- ル 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付けに関する事務(前各項の事務に関連するものに限る。)
- ヲ 前各項に掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務
- ワ 前各項に掲げる事項に付随する事務
- カ 前各項に定める事務以外の臨時に発生する事務(以下「臨時事務」という)。なお、臨時事 務の取扱については、本投資法人および一般事務受託者が、その取扱について協議する。

### (3)契約期間

平成 20 年 1 月 5 日から平成 22 年 1 月 4 日までとする。有効期間満了の 3 ヵ月前までに本投資法人または一般事務受託者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

- (4)契約の失効に関する事項
  - イ 本契約は、以下の各号の定めるところにより、その効力を失う。

本投資法人と一般事務受託者の間での文書による解約の合意。この場合、本契約は、本投資法人および一般事務受託者の合意によって指定した日に失効する。

以下の a または b に掲げる事由が生じた場合における、相手方が行う文書による解約の通知。この場合、本契約は解約の通知において指定する日に、失効する。なお、b の場合において一般事務受託者が発する解約の通知は、本投資法人の一般事務受託者に対する直近の届出住所に通知することにより、通常到達すべきときに到達したものとする。

a 本投資法人または一般事務受託者の会社更生手続き、民事再生手続き、破産手続き、 特別清算手続きの各々の開始の申立て(その後の法律改正により新たな倒産手続き が創設された場合、当該手続き開始申立てを含む)ならびに手形交換所の取引停止 処分がなされた場合 b 本投資法人が一般事務受託者への住所変更の届出を怠る等本投資法人の責めに帰すべき事由により、本投資法人が所在不明となり、一般事務受託者の是正を求める 旨の通知のあと30日以内にかかる事由が是正されなかった場合

本投資法人または一般事務受託者のいずれか一方が本契約に重大な違反をした場合における、違反当事者の相手方が行う文書による解除の通知。この場合、本契約は解除の通知において指定する日に失効する。

- ロ 本投資法人および一般事務受託者は、本契約失効後においても本契約にもとづく残存債権を 相互に請求することを妨げない。
- ハ 契約の失効日の属する月における(6)に掲げる手数料の算定にあたり、本契約の添付別表 A 1に掲げる手数料のうち投資主名簿管理料(基本料)については、「月末現在」を「失 効日現在」と読み替えたうえで、失効日までの日割計算により算定するものとし、分配金支 払料は「月末現在」を「失効日現在」と読み替えて算定するものとする。
- 二 以下に掲げる事由のいずれかが生じたときは、本投資法人または一般事務受託者は、本契約にもとづく相手方に対する手数料その他一切の金銭債務について期限の利益を失い、直ちに 債務を弁済するものとする。
  - (4) イ a に定める事由(ただし、第三者による申立の場合を除く。)の発生
  - (4)イ により解除の通知をしたとき

本投資法人の一般事務受託者に対する債権につき、一般事務受託者が第三者から差押を受けたとき

## (5)契約内容の変更

本契約の内容が法令の変更または本投資法人および一般事務受託者の一方もしくは双方の事情の変更によりその履行に支障をきたすに至ったとき、またはそのおそれのあるときは、双方協議のうえこれを改定することができる。

- (6)一般事務手数料(報酬)
  - イ 本投資法人は、一般事務受託者が一般事務を行うことの対価として、一般事務受託者に対し、本契約の添付別表A 1 に掲げる金額を上限とした手数料を支払うものとする。ただし、同添付別表A 1 に定めのない事務に対する手数料は、双方協議のうえ決定するものとする。
  - 口 一般事務受託者は、イの手数料を毎月計算して翌月 15 営業日以内に請求し、本投資法人は 請求を受けた月の末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに一般事務受託者の指定する銀 行口座への振込み(振込手数料ならびに当該振込手数料金額にかかる消費税および地方消費 税は本投資法人の負担とする。)による方法により支払うものとする。
  - ハ イにより本投資法人が負担すべき費用を一般事務受託者が立替えたときは、一般事務受託者は、その金額および内訳を関連する資料と共に本投資法人に報告することにより、その払戻しを受けることができ、本投資法人は、かかる請求があり次第速やかにこれを支払う。
  - 二 イの手数料が経済事情の変動または本投資法人および一般事務受託者の一方もしくは双方 の事情の変動により不適正になったときは、双方協議のうえこれを変更することができる。
  - ホ 一般事務受託者が一般事務を行うにつき必要な経費は、一般事務受託者の負担とする。ただし、本契約の添付別表 A 2 に掲げるものに限り本投資法人の負担とする。
- B. その他の一般事務に関する委託契約の概要
- (1) 名称及び住所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(2)委託すべき業務の内容

イ 投資証券の発行に関する事務のうち投資証券の調製に関する事務(投信法第 117 条第 3 号

に規定する事務のうち投資証券の発行に関する事務)

- 口 本投資法人の機関の運営に関する事務機関の運営に関する事務(投信法第 117 条第 4 号に 規定する事務のうち、投資口事務代行業務以外のもの)
- 八 計算に関する事務(投信法第117条第5号に規定する事務)
- 二 会計帳簿の作成に関する事務 (投信法第 117 条第 6 号および内閣府令第 169 条第 2 項第 6 号に規定する事務)
- ホ 納税に関する事務(投信法第 117 条第 6 号および内閣府令第 169 条第 2 項第 7 号に規定する事務
- へ 前各項に定める事務以外の臨時に発生する事務(以下「臨時事務」という)。なお、臨時事 務の取扱については、本投資法人および一般事務受託者が、その取扱について協議する。
- ト 前各項で定める事務で取扱う個人情報の保護に関する付随業務

#### (3)契約期間

本契約の有効期間は、本契約締結日から平成17年4月末日までとする。ただし、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、本投資法人または一般事務受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### (4)解約に関する事項

- イ 本投資法人および一般事務受託者は、次項に定める場合を除き、その相手方の承諾を得ることなく、本契約を一方的に解約することはできない。
- 口 前項に関わらず、本投資法人または一般事務受託者が、その相手方に対し本契約の終了を申 し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、本契約は終了する。
- 八 前項に定める契約の終了にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該承諾の効力発生時は、当該承認手続の完了時とする。
- 二 本投資法人および一般事務受託者は、その相手方が本契約に定める義務または債務を履行しないときは、その相手方に相当の期間を定めてその履行を催告したうえ、当該期間内に履行がないときは本契約を解約することができる。
- ホ 本投資法人または一般事務受託者は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、 催告その他の手続を要せず即時本契約を解約することができる。

解散原因の発生、または破産、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申し立てがあったとき。

支払停止、手形交換所における取引停止処分、または、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。

その他受託者の経営・営業・財務状況に著しく悪影響を及ぼすもしくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、本件一般事務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。

### (5)契約内容の変更

- イ 本投資法人および一般事務受託者は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性および準則性 を遵守して、本契約の各条項の定めを変更することができる。
- 口 前項に定める協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知 を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とする。

### (6)一般事務報酬

イ本件一般事務に係る報酬(以下「一般事務報酬」という。)は、1月、4月、7月、10月の末日を最終日とする3ヶ月毎の各計算期間(以下「計算期間」という。)において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額(投信法第 129条第1項第1号に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいう。)に基づき、後記基準報酬額表Bより計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とする。なお、3ヶ月に満たない場合の一般事務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とする。

- 口 本投資法人は各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに一般事務 受託者の指定する銀行口座への振込または口座振替の方法により支払うものとする。
- ハ 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人および一般事務受託者は、互いに協議のうえ、一般事務報酬の金額を変更することができる。
- 二 前項に定める協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とする。
- ホ イの定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期(当該計算期間初日までに本投資法人の第1回目の決算期が到来していない場合には、設立日とする。)における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は24万円に消費税額を加算した金額とする。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日として、当該計算期間の初日から基準日(同日を含まない。)までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で24万円を按分計算した金額(円単位未満切捨)と、基準日(同日を含む。)から当該計算期間末日(同日を含む。)までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で、基準日における出資総額に基づき後記基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額(円単位未満切捨)の合計額に消費税額を加算した金額とする。
- へ 本件一般事務の処理に要する費用は、次の各号に定めるものを除き、一般事務受託者の負担とする。

公租公課

事務規程において委託者の負担である旨が定められた費用

本件一般事務の処理にあたり要した費用で、支払の前に一般事務受託者が申し出て本投資法人が承諾したもの。ただし、緊急の場合には、かかる本投資法人の承諾は、支払の後に求めることができる。

- ト 前項に定める費用を立替えて支払ったときは、一般事務受託者は本投資法人にその支払を 請求することができる。当該請求を受けたときは本投資法人は速やかに一般事務受託者に 当該支払を行うものとする。
- チ本件一般事務の処理に要する以下に定める経費および費用は一般事務受託者が負担するものとする。
  - 一般事務受託者が、弁護士、公認会計士、税理士等をして、本件一般事務の履行を補助 せしめまたはこれらの者を一般事務受託者の代理人として利用する場合に必要となる 費用

本件一般事務の再委託にあたり必要となる費用

- C.特別口座の管理に関する事務の委託契約の概要
- (1)名称及び住所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(2)委託すべき業務の内容

- イ 振替口座簿ならびにこれに附属する帳簿の作成・管理および備置に関する事務
- ロ 総投資主通知に係る報告に関する事務
- 八 新規記載または記録手続きおよび抹消手続きまたは全部抹消手続きに関する事務
- 二 株式会社証券保管振替機構その他の振替機関(以下「機構等」という。)からの本投資法人 に対する個別投資主通知に関する事務
- ホ振替口座簿への記載または記録、質権に係る記載または記録および信託の受託者ならびに信 託財産に係る記載または記録に関する事務
- へ 特別口座の開設および廃止に関する事務

- ト 加入者情報および届出印鑑の登録またはそれらの変更の登録および加入者情報の機構等へ の通知および届出に関する事務
- チ 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座または本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務
- リ 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務
- ヌ 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- ル 加入者または利害関係を有する者からの情報提供請求(機構等を通じて請求されるものを含む。)に関する事務
- ヲ 前各項に掲げるもののほか、加入者等(投資主、登録投資口質権者およびこれらの法定代理 人または以上の者の常任代理人をいう。以下同じ。)による請求に関する事務
- ワ 前各項に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報および届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- カ 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- ヨ 投資口の併合・分割に関する事務
- タ 前各項に掲げる事務に付随する事務
- レ 前各項に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務ならびに本投資法人および一般事 務受託者協議のうえ定める事務

### (3)契約期間

本契約の有効期間は、平成20年1月5日から1年間とする。有効期間満了の3か月前までに本投資法人または一般事務受託者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### (4)契約の失効に関する事項

イ 本契約は、以下の各号の定めるところにより、その効力を失う。

特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、本契約は一般事務受託者がすみやかにすべての特別口座の廃止手続きを行い、その手続きが完了したときに失効する。振替法に定めるところにより、本投資法人の発行するすべての振替投資口(本投資法人が合併により消滅する場合は、本投資法人の投資主または登録投資口質権者に対価として交付された他の投資法人の振替投資口を含む。)が振替機関によって取り扱われなくなった場合。この場合、本契約は一般事務受託者がすみやかにすべての特別口座の廃止手続きを行い、その手続きが完了したときに失効する。

当事者のいずれか一方が本契約に違反し、かつ引続き本契約の履行に重大なる支障をおよぼすと認められた場合における、他方が行う文書による解約の通知。この場合、本契約は当該通知において指定された日に失効する。

本投資法人および一般事務受託者の間に投資口事務代行委託契約が締結されており、当該契約について契約の失効事由もしくは当事者の一方が解約権を行使しうる事由が発生した場合における当該当事者が行う文書による本契約の解約の通知。この場合の契約失効日は、前号後段の規定を準用する。

- 口 本契約の失効日の属する月における(6)に定める手数料の算定にあたっては、本契約書の 別表 C - 1に掲げる手数料のうち「特別口座管理料」については、「月末現在」を「失効日 現在」と読み替えたうえで、失効日までの日割計算により算定するものとする。
- ハ (4)イ および の通知は、相手方の登記簿上の本店所在地もしくは相手方が他方当事者

に届け出た住所に宛てて発信したときは、通常到達すべきであった日に到達したものとみなす。

二 本投資法人および一般事務受託者は、本契約失効後においても本契約にもとづく残存債権を相互に請求することを妨げない。また契約失効後は残存債権をいつでも請求できるものとし、 請求を受けた場合は、当該債務について期限の利益を失い、直ちに支払うものとする。

### (5)契約内容の変更

本契約の内容が法令の変更または本投資法人および一般事務受託者の一方もしくは双方の事情の変更、監督官庁ならびに機構の指示、その他の事由により、その履行に支障をきたすに至ったとき、またはそのおそれのあるときは、双方協議のうえ書面による合意をもってこれを変更することができる。

### (6)一般事務手数料(報酬)

- イ 本投資法人は、口座管理事務手数料として、別表 C 1 により計算した金額を上限として一般事務受託者に支払うものとする。ただし、別表 C 1 に定めのない事務に係る手数料は、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。
- 口 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、前項の定めにより難い事情が生じた場合は、随時双方協議のうえ口座管理事務手数料を変更し得るものとする。なお、前項の定めにより難い事情には、本投資法人および一般事務受託者の間で締結された投資口事務代行委託契約の失効を含むものとする。
- 八 口座管理事務手数料について、一般事務受託者は毎月末に締め切り、翌月 15 営業日以内に本投資法人に請求し、本投資法人は請求のあった月の末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに一般事務受託者の指定する銀行口座への振込み(振込手数料ならびに当該振込手数料金額にかかる消費税および地方消費税は本投資法人の負担とする。)による方法により支払うものとする。
- 二 一般事務受託者が口座管理事務を行うにつき必要な経費は、一般事務受託者の負担とする。 ただし、別表 C - 2 に掲げるものに限り本投資法人の負担とする。なお、負担の帰属につき 疑義が生じた場合は、双方協議するものとする。
- ホ 前項により本投資法人が負担すべき費用を一般事務受託者が立て替えたときは、一般事務受 託者は、その金額および内訳を関連する資料と共に本投資法人に報告することにより、その 払戻しを受けることができ、本投資法人は、かかる請求があり次第速やかにこれを支払う。
- D.財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務、並びに投資法人債原簿の作成及び備置き等に関する一般事務委託契約(第1回無担保投資法人債(特定投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)及び第2回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)。以下本Dにおいて「本契約」という。)の概要
- (1) 名称及び住所

住友信託銀行株式会社

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

- (2) 委託すべき業務の内容
- イ 投信法第 117 条第 2 号に規定する事務のうち投資法人債原簿の作成及び備置きその他の 投資法人債原簿に関する事務
- ロ 投信法第 117 条第 3 号に規定する事務のうち投資法人債券の発行に関する事務
- 八 投信法第 117 条第 6 号及び投信法施行規則第 169 条第 2 項第 4 号に規定する投資法人債権者に

対する利息又は償還金の支払に関する事務

- 二 投信法第 117 条第 6 号及び投信法施行規則第 169 条第 2 項第 5 号に規定する事務のうち投資法 人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務
- (3) 契約期間 期限の定めはない。
- (4) 解約に関する事項 解約に関する事項の定めはない。
- (5) 契約内容の変更に関する事項 契約内容につき変更の必要が生じたときは、本契約当事者はこれに関する協定を締結する。
- (6) 一般事務取扱手数料
  - イ 投資法人債の元利金支払事務に関する元利金支払手数料は次の通りとし、本投資法人債の支払 代理人たる一般事務受託者を経由して、本投資法人は本投資法人債の投資法人債権者に元利金 支払を行った口座管理機関又は本投資法人債の支払代理人たる一般事務受託者へ本契約の定 めに従い交付する。当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、本投資法人が負担する ものとする。

元金支払の場合 支払元金の 10,000 分の 0.075 利金支払の場合 残存元金の 10,000 分の 0.075 (各利払い毎)

口 本投資法人は、次の手数料を一般事務受託者に支払うものとする。当該手数料に賦課される 消費税及び地方消費税は、本投資法人が負担するものとする。

本契約に基づく事務の委託に関する手数料として、平成 19 年 10 月 24 日までに一般事務 受託者に金 2,750,000 円(第1回投資法人債)及び金 3,150,000 円(第2回投資法人債)を支払う。ただし、本投資法人が当該手数料の支払を遅延した場合には、本投資法人は、その弁済に至るまで年 14 パーセントの割合による遅延損害金を一般事務受託者に支払うものとする。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

本投資法人は証券保管振替機構が定める新規記録手数料(一般事務受託者が本投資法人に対して新規記録手数料の支払を遅延したことに基づき証券保管振替機構に対して遅延損害金を支払う必要が生じた場合はかかる遅延損害金を含む。)を、一般事務受託者を通じて証券保管振替機構に対し支払う。

ハ 証券保管振替機構に対する同機構の業務規程等に定める新規記録手数料及び契約証書の 作成費等本契約に係る一切の費用は本投資法人の負担とする。

# 名義書換等手数料明細表

別表 A - 1

_							
項目	手	数	料	対	象	事	務
投資主名簿管理料(基本料)	1 . 月末現在の投資主 した合計額の 6 分の 5,000 名まで 10,000 名まで 30,000 名まで 50,000 名まで 100,001 名以上 ただし、月額の 2 . 月中に失格となっ	の1(月額) で 390円 で 330円 で 280円 で 230円 で 180円 L 150円 の最低額を220,00	00 円とする	持る 投名事 決らの 分関 名 教 第 第 第 第 第 第 第 第 に 成金 事 り に 成金 事 り に 最 ま が り か り か り か り か り か り か り か り か り か り	活簿の係 未引 に ま ま 引 い ま す ま す ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま た ま た	R 投投 る人事投 め	主の管理、 正券の保管 資主確定 発計諸資料 主の管理に 法定帳簿の
名 義 書 換 料	の変更を行った	1 口につき、 出の際に投資証券 場合 60 円 連換の場合 60 円 交付返還 1 枚につ	から の場合を除き 上への投資主名表示 のき 115 円の 2 分の 1	消) に 関 に は り の は の は れ の に に に に に に に に に に に に に	が信託則 資証券 記載に関 のうち名 さむ 不よる こよる	オを関いて を関いて は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ドに投資主 事項 こ投更を ご変更 証 う で 登 で で で で で で で で で で で で で で で で で
分配金計算料	2.振込指定分 1投	で 120円 で 105円 で 90円 で 75円 で 60円 上 50円 の最低額を350,00	00 円とする	の作成、領 作成、振込 プの作成、 計、支払調 よび分配金	収証ま 票また 支払済  書の作 を振込道	たは扱い は振い 行領収記 F成、特 適用等	込磁気テー 证の整理集 寺別税率お の事務
分配金支払料	1.分配金領収証1枚 2.月末現在未払投資		9	金の支払事	務		過後の分配 関する事務
投資証券交換分合料	1 . 交付投資証券 1 枚 2 . 回収投資証券 1 枚				、引換 およて	<b>桑え、</b> ブ交付	
諸 届 受 理 料	諸届受理 1 件につき 2	50 円		更、改姓名 主名第の記 出お込指と記 振込指およる 関する事務	、常任 記載届、 いま いま いき いき いき いき いき いき いき れる いき れる いき れる いき いる いる いる もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの	代理/ 変更を 改印/ 理なら の届出	を要する届 届、分配金 らびに特別

項目	手	数	<b>*</b> 4	対	象	Ē.	務
諸通知封入発送料	定 対 2 で で で で で で で で で で で で で で で で 対 1 た は 形 外 入 種 だ 、 外 入 和 類 1 に 留 送 込 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	まで 1 通につき 25   さに 5 円加算 ボサイズでも追加! 対入 1 通につき 15   または手封入の場合 まで 1 15 円 につき 15 円 の発送につき 明 の発送につき 明 通につき 30 円につき 通につき 3金計算書と分配金 でき 25 円加算	手封入がある場合に 円加算 計 円	投資主総 通知状、議 資産運用報 資主総会 務	決権行使 3告、分配:	書( 金領	委任状) 収証等投
返戻郵便物整理料	5.ラベル貼付料 返戻郵便物1通につ			投資主総 通知状、資 郵便物の整 務	産運用報 <sup>・</sup>	告書	等の返戻
議 決 権 行 使 書 (委任状)作成集計料	2 . 議決権行使書 ( ただし、1回の9 3 . 投資主提案によ 円加算	委任状)集計料 集 集計につき最低額を	計1枚につき50円 100,000円とする 計 1通につき50	議決権行行 提出議決権 理および集	行使書(	委任	
証明 ・調査料	発行異動証明書 1 村 円 発行残高証明書 1 村	な、または調査1件 <sup>・</sup> に、または調査1件1	1 名義につき 1,600 名義につき 800 円	分配金支 等に関する 投資口の取贈与等)に 事務	る証明書の 双得、異動	の作 (譲)	成および 度、相続、
振替制度関係手数料	総投資主通知受 2.個別投資主通知 個別投資主通知 3.情報提供請求テ	関するデータ受理料 理料 投資主1名1  に関するデータ受理  受理1件につき250  一夕受理料 件につき250円	件につき 100 円 !料	総理任に別個よに情の替事のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	「各種コー 大会種の 主名 第一年 発 発 で で で で で で で で で り で り で り で り で り	ド() 所 一 り の の の 務	所有なる 野す の 受作 の 受作 大は できます。 の できます。 では、 できますす。 では、 できますす。 では、 できますす。 では、 では、 できます。 では、 できますす。 では、 できますす。 では、 できますす。 では、 できますなななななななななななななななななななななななななななななななななななな

なお、名義書換料および投資証券交換分合料その他の投資証券の発行に関する事務ならびに投資主の投資証券不所持申出および投資証券の発行または返還請求の受理等に関する事務については、本投資法人の投資口について投資証券が発行されている場合に限るものとする。また、本表に定めのない臨時事務、新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務および投資口分布統計表作成事務、商号変更等による投資証券一斉引換事務または解約に関する事務等)については両当事者協議のうえ、そのつど手数料を定めるものとする。

# 委託投資法人負担経費明細表

別表A - 2

<u> </u>	1 - 2													
Σ	<u> </u>	<del>5.</del>	ì			項		目		経	費	Ø	細	目
				帳	簿	用	紙	印刷	費			未払分配金受令 用紙の調製費	頁勧誘状等投資	資法人の個別
経	常	業	務	郵	ſ	更	電	信	費	未払分配金送 出受理通知状 会議決権行例 後返送より徴収 かる郵送料	送金通知状送 状送付料、投 吏書(委任状 振込勧誘状追 双不能の名義	郵便物再送料、 付料、諸届完 資主に対する )受取人払郵低 送付料、未払分配 書換済投資証券	了通知状送付料 重絡文書送付料 更返送料(投資配金受領勧誘為 等返送料等、為	斗、不所持申 斗、投資主総 資主総会終了 伏送付料、投 圣常業務にか
				そ			<b>の</b>		他	(2) 投資証券 (3) 取扱(払	学交換分合に	(分配金振込5  伴う新投資証5  過後分配金等の	5等に課される	5印紙税
期	末	業	務	帳	簿	用	紙	印刷	費	の共通用 (2) 分配金领 知、投資	紙の調製費 貝収証、分配 主総会議決	資主総会議決権 金計算書・振込 を行使書(委任 成する帳票・書	込先確認書、タ 状 ) 書類送付	· 全振込通
				郵	1	更	電	信	費	· / · · · · ·		l、同決議通知、 使書(委任状)		
				そ			0		他	振替払出に	関する取扱	手数料		
				帳			紙	印刷			<b>込証、申込</b>	製費 督促状、投資記 ごとに作成する		
新投	資口	発 行	業 務	郵	1	更	電	信	費			1、新投資口割 ・代金等の郵送料		督促状、新投
				そ			<b>0</b>		他	(1) 新投資記 (2) 新投資記		る印紙税 付保される保険	<b>食料</b>	
そ	の	他	の		業		務					分割、投資証券( に準ずる経費	の引換、その個	也臨時の委託

## 基準報酬額表

## 別表 B

	総資産額		報酬額	額(年間)
	100億円以下	11,000,000円		
100億円超	500億円以下	11,000,000円 +	(資産総額	- 100億円) × 0.080 %
500億円超	1,000億円以下	43,000,000円 +	(資産総額	- 500億円) × 0.060 %
1,000億円超	2,000億円以下	73,000,000円 +	(資産総額	- 1,000億円) × 0.055 %
2,000億円超	3,000億円以下	128,000,000円 +	(資産総額	- 2,000億円)×0.040 %
3,000億円超	5,000億円以下	168,000,000円 +	(資産総額	- 3,000億円) × 0.035 %
5,000億円超		238,000,000円 +	(資産総額	- 5,000億円) × 0.030 %

# 口座管理事務手数料明細表

## 別表 C - 1

項目	料率	対象事務
特別口座管理料	1 .特別口座管理投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額 (月額) 3,000 名まで 150 円 10,000 名まで 125 円 30,000 名まで 100 円 30,001 名以上 75 円 ただし、月額の最低額を 20,000 円とする  2 . 各口座管理事務につき下記(1)~(5)の手数料 ただし、一般事務受託者が本投資法人の投資主名 簿等管理人であるときは、下記(1)~(5)の手数料 を適用しない (1) 総投資主報告料 報告 1 件につき 150 円 (2) 個別投資主通知申出受理料 受理 1 件につき 250 円 (3) 情報提供請求受理料 受理 1 件につき 250 円 (4) 諸届受理料 受理 1 件につき 250 円 (5) 分配金振込指定取次料 取次 1 件につき 130 円	口座開設等請求に関する事務 投資口の併合・分割等に関する事務 加入者等からの照会に対する応答に関
調 査・証 明 料	1.発行異動証明書1枚、または調査1件1名 義につき 1,600円 2.発行残高証明書1枚、または調査1件1名 義につき 800円	振替口座簿の記載等に関する証明書の 作成および投資口の移動(振替、相続等) に関する調査資料の作成事務
振替請求受付料	振替請求 1 件につき 1,000 円	特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事 務

本表に定めのない臨時事務 (解約に関する事務等)についてはそのつど料率を定める

## 経費明細表

## 別表 C - 2

- (1) 加入者等に対して一斉通知を発送するなど、個別性または臨時性の強い事務に係る諸用紙の調製費
- (2) 投資口残高通知、諸届完了通知など、加入者等に対する連絡文書等の送付に係る郵送料 (返戻郵便物還付料、返戻郵便物再送料を含む)
- (3) その他、本投資法人が負担することを合意した経費

# 13.執行役員又は監督役員の兼職状況

区分	氏	名	兼職する他の法人の商号 又は名称	役職名	兼職する他の法人の業 務又は事業の種類					
執行役員	堀江 正博		東急リアル・エステート・ インベストメント・マネジメント 株式会社	代表取締役 執行役員社長	金融商品取引業					
			社団法人 投資信託協会	理事	金融商品取引法上の 自主規制機関					
	近藤	丸人	近藤丸人法律事務所	所長	弁護士業務					
野叔尔吕	±2/0 =							有限会社冨士製材工業所	代 表 取 締 役	製材一般及び不動産賃 貸業務
監督役員	柳澤	義一	日本公認会計士協会	常 務 理 事	非営利的団体					
			新創監査法人	代 表 社 員	監査業務					

## 14.主要な投資主

発行済投資口の編 (a)	発 行 済 投 資 口 の 総 口 数 (a)			住所
氏名、商号又は名称		る投資 数 ( b )		i± Pil
日興シティ信託銀行 株式会社(投信口)	13,9	25 🏻	8.22%	東京都品川区東品川二丁目 3 番 14 号
日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式 会社(信託口)	12,2	76 🏻	7.24%	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号
資産管理サービス信 託銀行株式会社 (証券投資信託口)	11,3	01 🏻	6.67%	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟
日本マスタートラス ト信託銀行株式会社 (信託口)	8,096 口		4.77%	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号
東京急行電鉄 株式会社	5,880 □		3.47%	東京都渋谷区南平台町5番6号
エイアイジー・スタ ー生命保険株式会社 (一般勘定) (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	4,87	71 🏻	2.87%	東京都墨田区太平四丁目 1-3 (東京都品川区東品川二丁目 3 番 14 号)
株式会社北洋銀行	4,60	)4 П	2.71%	札幌市中央区大通西三丁目 11 番地
ザ バンク オブ ニューヨーク 132561 (常任代理人 株式 会社みずほコーポレート銀行決済営業 部)	3,927 □		2.31%	ONE WALL STREET NEW YORK NY 10286 UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島四丁目 16 番 13 号)
東急不動産 株式会社	3,920 □		2.31%	東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 2 号
野村信託銀行株式会社(投信口)	3,75	50 П	2.21%	東京都千代田区大手町二丁目2番2
計	72,5	50 □	42.83%	

# 15. 創立総会の開催状況

該当なし